

第43回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

事 業 報 告
主 要 な 事 業 内 容
主 要 な 事 業 所
使 用 人 の 状 況
主 要 な 借 入 先 の 状 況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
会 社 の 現 況
株 式 の 状 況
新 株 予 約 権 等 の 状 況
社 外 役 員 に 関 す る 事 項
会 計 監 査 人 の 状 況
業 務 の 適 正 を 確 保 す る た め の
体 制 及 び 当 該 体 制 の 運 用 状 況
会 社 の 支 配 に 関 す る 基 本 方 針
剰 余 金 の 配 当 等 の 決 定 に 関 す る 方 針
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
計 算 書 類
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
監 査 報 告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)



株式会社 カクヤスグループ

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

【事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）】

主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、純粋持株会社制を導入しており、当社及び連結子会社5社によって構成されております。当社は、持株会社として、当社グループの持続的成長のための経営戦略立案、各グループ会社への支援を行っております。

① 株式会社カクヤス

東京都23区を中心に飲食店、一般消費者、法人のお客様に対する酒類・食品等の販売を行っております。自社物流網を活用し、受注からお届けまでを一貫するサービスを展開する「カクヤスモデル」を確立しております。商圏エリアの配達量を増加させ、効率的な配達サービスの実現を目指しております。

株式会社カクヤスではセグメント毎に以下のサービスを展開しております。

事業区分	事業内容
時間帯配達事業	小型出荷倉庫と「なんでも酒やカクヤス」の各店舗などの拠点から、個人飲食店、一般消費者、法人のお客様に向けて「1時間枠」で365日・無料配達サービスを提供しています。
ルート配達事業	配送センターから、飲食チェーン、ホテル・レストラン等の顧客へ、日に一回の配達を行っております。
店頭販売事業	「なんでも酒やカクヤス」というピンクの看板で東京都23区を中心とし、神奈川、大阪にドミナント展開し、福岡や長崎にも出店をしております。
その他	EC事業、他酒類販売者への卸等。

② 明和物産株式会社

東京都を中心に千葉県や神奈川県に出荷拠点を持ち乳製品等の配達を行っております。体と心の健康増進を目指した商品を定期配達でお届けをするサービスを展開しております。

③ 株式会社大和急送

千葉県と埼玉県の全域および東京都の一部の商圏において、生鮮食品の宅配と運送事業を行っております。

④ 株式会社NSK

取引先等への投資及び投資管理、並びに財務経理BPOサービスを行っております。

⑤ 株式会社桜校

和酒（日本酒・焼酎）の販売を行っております。

主要な事業所 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都北区
事業所	東京

② 子会社

株式会社カクヤス	本社 (東京都北区)	
	事業所	東京・大阪・福岡・長崎
	店舗・小型倉庫	東京・神奈川・埼玉・大阪・兵庫・福岡・長崎 全249ヶ所
	配送センター	東京・神奈川・埼玉・大阪・福岡・長崎 全10ヶ所
	WEBセンター 社内物流センター	東京 全2ヶ所
明和物産株式会社	本社 (東京都練馬区)	
	事業所	東京
	店舗	東京・神奈川・千葉 全7ヶ所
株式会社大和急送	本社 (埼玉県和光市)	
	配送センター	千葉県、埼玉県 全2ヶ所
株式会社N S K	本社 (東京都北区)	
株式会社検校	本社 (神奈川県横浜市都筑区)	

使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
全社	1,975 (1,784) 名	171名増 (93名増)
合 計	1,975 (1,784) 名	171名増 (93名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。

2. パートタイマー等の臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

3. 使用人数が昨年に比べて171名増加しておりますが、今後の更なる業容拡大および配送人員確保を目的とし、採用活動を強化したことが主な理由であります。

4. セグメント別の従業員の状況につきましては、各セグメントに跨って従事する従業員がいるため、セグメント別による従業員の状況を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
84 (12) 名	10名減 (1名減)	42.8歳	9.2年

(注) 1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

2. パートタイマー等の臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を()内に外数で記載して

おります。

3. 従業員数が前事業年度末に比べ10名減少しておりますが、2024年10月に管理部門の一部従業員が子会社である株式会社NSKへ出向したことが主な理由であります。

主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,402
株式会社三菱UFJ銀行	1,594
株式会社三井住友銀行	1,476
株式会社りそな銀行	861
株式会社横浜銀行	780

- (注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額6,000百万円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社みずほ銀行と締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は4,700百万円であります。
2. 株式会社みずほ銀行からの借入金残高は従業員持株E S O P信託による借入金残高90百万円を含んでおります。
持株信託は会計処理上当社と一体であるとの処理をしているため、上記に記載しております。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

2025年2月13日の取締役会において、当社グループは事業構造改革の実施を決議しました。お酒以外商品の販売拡大を図るため、物流機能を多様化し、販売プラットフォームを構築してまいります。

【会社の現況】

株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 29,018,700株 (自己株式549株を含む。)

- (注) 1. 2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合での株式分割に伴う定款変更を行っております。これに伴い、発行可能株式総数は40,000,000株増加し、60,000,000株となっております。
2. 上記株式分割及び新株予約権行使の結果、発行済株式総数は、19,367,400株増加し、29,018,700株となっております。
3. 従業員持株E S O P信託が保有する株式299,800株は上記自己株式には含めておりません。

- ③ 株主数 6,237名

④ 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社S K Yグループホールディングス	13,631	46.97
伊藤忠食品株式会社	2,250	7.75
三菱食品株式会社	2,250	7.75
カクヤス従業員持株会	1,606	5.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,191	4.10
麒麟麦酒株式会社	648	2.23
アサヒビール株式会社	630	2.17
サッポロビール株式会社	630	2.17
サントリー株式会社	630	2.17
松井隆行	360	1.24

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (549株) を控除して計算しております。
2. 2021年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社及びその共同保有者である株式会社S B I証券が2021年8月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2025年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。
- なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
レオス・キャピタルワークス株式会社	464	5.00
株式会社S B I証券	13	0.15

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、中長期的な企業価値を高めること及び従業員への福利厚生を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」という。）を2022年12月22日に導入しております。本制度では、「カクヤス従業員持株会」（以下「当社持株会」という。）へ当社株式を譲渡していく目的で設立する従業員持株 E S O P 信託が、2022年12月22日から2026年1月13日（予定）にわたり当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社持株会へ売却を行います。当事業年度末日（2025年3月31日）現在、従業員持株 E S O P 信託が保有する当社株式数は、299,800株であります。

新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役村田恒子は、株式会社ミルボンの社外取締役及びジェコス株式会社の社外取締役であります。当該各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中谷登は、株式会社カクヤスの監査役であります。同社は当社の子会社であります。なお、同氏は、当事業年度において同社から役員としての報酬は受けておりません。
- ・監査役山田裕士は、山田裕士税理士事務所の所長であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役筆野力は、筆野力公認会計士事務所の所長であります。当該兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況及び果たすことが期待される 役割に関して行った職務の概要
社外 取締役	大島 孝之	14回中14回 (100%)	—	大手小売業での店舗運営と代表取締役の経験による高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を表明しております。また、グループ指名・報酬諮問委員会の委員であり、当事業年度に開催された5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
	村田 恒子	14回中14回 (100%)	—	大手電機メーカー及び金融業界での企業法務・コンプライアンスの豊富な経験、並びに公認不正検査士としての専門的知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を表明しております。また、グループ指名・報酬諮問委員会の委員であり、当事業年度に開催された5回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外 監査役	中谷 登	14回中14回 (100%)	17回中17回 (100%)	長年の金融機関勤務により培われた豊富な経験と高い見識から、取締役会において取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を表明しております。加えて、当社のモニタリング機能の向上にも寄与しております。
	山田 裕士	14回中14回 (100%)	17回中17回 (100%)	酒税行政に携わった経験や、酒税法、並びに関連法等に関する専門的見地から、取締役会において取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を表明しております。加えて、当社のモニタリング機能の向上にも寄与しております。
	筆野 力	14回中14回 (100%)	17回中17回 (100%)	公認会計士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を表明しております。加えて、当社のモニタリング機能の向上にも寄与しております。

(注) 当事業年度中、取締役会は14回、監査役会は17回、グループ指名・報酬諮問委員会は5回開催されております。

会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- イ. 監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断する場合、監査役全員の同意に基づいて会計監査人を解任します。
- ロ. 監査役会が、会計監査人に適正性の面で問題があると判断する場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会提出議案とします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任監査法人トーマツは、責任限定契約を締結しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役が国内外の法令、定款、社会規範、倫理等を遵守（以下「コンプライアンス」という。）した行動をとることが、あらゆる企業活動の前提であるとの認識を共有します。

監査役は取締役の行動が法令定款に違反しないことを監視します。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告します。

当社は、社外取締役を選任し、第三者的立場から経営への監督を受け、また、当社及び当社グループの経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の信頼性を高めます。また、取締役会への助言及び提言体制として、社外取締役、社外監査役及び取締役等によるグループ関連当事者取引諮問委員会、並びに社外取締役等によるグループ指名・報酬諮問委員会等を設置しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類及び事業報告並びにそれらの附属明細書の職務執行にかかる情報については、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、10年以上は閲覧可能な状態を維持することとします。その他業務執行に関わる書類についても、文書管理規程に則り保存及び管理を行うこととします。

ロ．取締役、監査役、グループコンプライアンス委員会及びグループ内部監査室は、常時これらの文書等を閲覧できます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社のリスク管理は、有事に向けてはグループリスク管理規程を定めて危機管理を行っております。また、短期・中長期のリスクに関しても、重要なものは経営課題として、その対応状況をグループリスク管理委員会にて確認し、取締役会に提言いたします。
- ロ. グループ内部監査室は、会社の危機管理の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会、監査役会に報告します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時及び必要に応じて適宜臨時に開催します。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとします。
- ハ. 当社は事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図ります。
- ニ. グループ内部監査室は、当社の事業活動の効率性及び有効性について監査を行います。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社のコンプライアンスの管理は、グループ法務部を中心として、法令の洗い出しや、順法の運営体制を整備しております。
- ロ. グループ内部監査室は、コンプライアンスの遵守状況の点検を行います。

ハ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、重要報告及び内部通報制度がありません。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社が定めるグループ会社管理規程に従い、子会社の取締役は営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社取締役会に対して定期的に報告を行います。
- ・子会社の取締役及び業務を執行する社員は、法令違反その他職務執行上の重要な事項を発見した場合には、速やかにグループ経営戦略部に報告するものとします。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理は、グループリスク管理規程に定めるとおり、リスク管理にかかわる組織としてグループリスク管理委員会を設置しております。グループリスク管理委員会は、グループ横断的に構成され、原則として3ヵ月に1回開催し、各子会社取締役等を通じて事業遂行に関わるリスクについて年度ごとに見直し、リスク管理の体制整備や取り組み状況の報告を受け、リスクの発生防止と被害の最小化を図り全体的なリスク管理を実施しております。また、有事においては本委員会が統括して危機管理を行います。なお、グループ内部監査室は、子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果は必要に応じ取締役会、監査役会に報告します。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、子会社において取締役会を定時及び必要に応じて適宜臨時に開催します。

- ・子会社の取締役の決定に基づく業務執行については、各子会社の組織規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとします。
 - ・子会社において必要な場合には、執行役員制度を導入し、取締役会がこれを監督します。執行と監督の分離により効率的な執行を行います。
 - ・当社は事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門及び子会社の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図ります。
 - ・グループ内部監査室は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性について監査を行います。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社グループのコンプライアンス体制の管理は、カクヤスグループコンプライアンス委員会規程に定めるとおり、コンプライアンス管理にかかわる組織として、グループコンプライアンス委員会を設置しております。グループコンプライアンス委員会は、グループ横断的に構成され、原則として3ヵ月に1回開催し、各子会社取締役等を通じてコンプライアンス遵守の体制整備状況や社内の内部通報の確認及び違反事例についての再発防止対策等の報告を受け、また、その他コンプライアンス経営にあたっての重要課題等を検討し取締役会に対して提言を行っております。
 - ・グループ内部監査室は、子会社のコンプライアンス遵守の状況を監査し、その結果は必要に応じて取締役会、監査役会に報告します。
 - ・当社は、子会社の役職員が当社のグループ法務部又は外部の専門家等に対して直接通報を行うことができる当社の内部通報窓口を整備します。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、当社職員に対し、その監査業務に関する補助を依頼することができるものとし、依頼を受けた職員は、その依頼に対し、取締役及び所属部門長の指揮命令を受けないものとします。

- ⑧ 監査役の前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならないものとします。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、会社法第357条に定める事項のほか、重要な法令・定款違反、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事案、リスク管理に関する重要な事項について監査役に報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

ロ. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、会社法第357条に定める事項のほか、重要な法令・定款違反、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事案、リスク管理に関する重要な事項について直接又は子会社統括部署であるグループ経営戦略部を通じて監査役に報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとします。

- ⑩ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底します。

- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部通報制度に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、その他のコンプライアンス上の問題が発生した場合の監査役への適切な報告体制を確保するものとします。

- ⑬ 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力との関係を根絶するため、反社会的勢力対応規程に従い、主管部署たるグループ総務部が反社会的勢力排除に関するマニュアルの策定及び反社会的勢力に係わる対応窓口業務、その他関連する業務を統括します。また、不当要求を受けた場合の通報連絡体制の整備、取引業者との基本契約に反社会的勢力の関係排除条項明記など、実践的運用のための社内体制を整備し、徹底します。

なお、2024年4月1日付で当社グループ共通の「内部通報制度
規程」の変更に伴い、当社子会社（子会社の子会社を含む。）の
「会社運営指針」を変更いたしました。（⑥当社並びにその親会
社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するた
めの体制）

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の取締役会は、社外取締役 2 名を含む取締役 7 名と社外監査役 3 名の計 10 名で構成されております。月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び取締役会規程に従い、重要事項について審議・決定を行い、また取締役の業務執行状況の報告を受け、その監督・監視等を行っております。（第 43 期は 14 回開催）

グループリスク管理委員会を原則として 3 ヶ月に 1 回開催しております。当委員会は、社長を委員長とし組織横断的に構成され、カクヤスグループリスク管理規程に基づき、リスクの洗い出し等、当社グループのリスク管理を実施しております。

グループコンプライアンス委員会を原則として 3 ヶ月に 1 回開催しております。当委員会は、社長を委員長とし組織横断的に構成され、カクヤスグループコンプライアンス委員会規程に基づき、当社グループのコンプライアンスに関する点検を定期的の実施しております。

当社グループの内部監査を、グループ内部監査室が実施しており、その結果を必要に応じて取締役会、監査役会に報告を行っております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付け、将来における持続的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を講じつつ、利益の還元を安定的かつ継続的にを行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、毎年9月30日を基準日とする中間配当及び毎年3月31日を基準日とする期末配当の年2回を基本方針としており、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項各号の定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

この基本方針に従って、安定的かつ継続的な配当水準の向上に努めてまいります。内部留保資金につきましては、事業基盤拡充のための積極的な投資並びに財務体質の強化のための原資として有効活用し、安定的かつ継続的な成長に努めてまいります。

なお、第43期に係る剰余金の配当は下記のとおりです。

決議年月日	1株当たり配当金 (円)
2024年11月14日 取締役会	30.0
2025年5月15日 取締役会	10.0

(注) 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2024年11月14日取締役会にて決議している2024年9月30日を基準日とする中間配当につきましては、分割前の株数に対しての1株当たりの配当金額を表示しております。なお、株式分割を考慮しない場合の2025年3月期の1株当たり期末配当金は30.00円、年間配当金合計は60.00円となります。

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	64	3,572	561	△230	3,969
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	5	5	－	－	11
剰 余 金 の 配 当	－	－	△531	－	△531
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	94	94
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	536	－	536
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	5	5	5	94	112
当 期 末 残 高	70	3,578	567	△135	4,081

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	146	146	4,116
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	－	－	11
剰 余 金 の 配 当	－	－	△531
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△0
自 己 株 式 の 処 分	－	－	94
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	536
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	1	1	1
当 期 変 動 額 合 計	1	1	114
当 期 末 残 高	148	148	4,230

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称 株式会社カクヤス
明和物産株式会社
株式会社N S K
株式会社検校
株式会社大和急送

・連結の範囲の変更

株式会社大和急送については、株式の新規取得により連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度より、連結子会社の明和物産株式会社は決算日を12月31日から3月31日に変更しております。

この決算期変更にともない、当連結会計年度において、2024年1月1日から2025年3月31日までの15カ月間を連結しておりますが、損益への影響は軽微であります。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

商品については移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品については最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
車両運搬具	3年～5年
工具、器具及び備品	3年～20年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社グループは酒類等の販売を主な事業としており、売上高を下記の４つに区分しております。

当社グループは、酒類等の販売を行っており、主な売上高区分は「飲食店向け売上」、「宅配売上」、「店頭売上」、「卸その他売上」であり、契約の識別と取引価格の算定、それに履行義務の充足時点につきましては以下のとおりとなっております。

「飲食店向け売上」は、居酒屋やレストラン等の業務用顧客コードを当社が付す顧客との取引契約に基づいて、契約上の取引価格により、電話・FAXによるコールセンターでの受注、インターネットを通じてシステム受注したものを、顧客の指定した場所において商品を引き渡すことで、履行義務を充足し収益を認識しております。なお、取引の対価については、掛け取引となり履行義務を充足してから２ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

「宅配売上」は、一般のご家庭やオフィス等の顧客からご利用規約に従って、アプリやウェブサイト等における表示価格によって、電話によるコールセンターでの受注、アプリやウェブサイトを通じての受注をしたものを、顧客の指定した場所で商品を引き渡すことで履行義務を充足し収益を認識しております。なお、取引の対価については、現金取引の場合は商品と引き換えに、クレジット決済や電子マネー決済は履行義務を充足してから２ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

「店頭売上」は、各店舗に来店された顧客に、店頭の表示価格でPOSレジを通して商品を引き渡すことで履行義務を充足し収益を認識しております。なお、取引の対価については、現金取引の場合は商品と引き換えに、クレジット決済や電子マネー決済は履行義務を充足してから２ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

「卸その他売上」は、酒類販売免許を取得している顧客との取引契約に基づいて、契約上の取引価格により、電話・FAXによるコールセンターでの受注やインターネットを通じてシステム受注したものを、顧客の指定した場所において商品を引き渡すことで、履行義務を充足し収益を認識しております。なお、取引の対価については、履行義務を充足してから２ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

また、収益については、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。個別商品に係る値引きについては当該商品からの直接値引きとなりますが、取引の合計金額からの値引きにつきましては独立販売価格の比率で値引き金額を配分しております。協賛金に係る収益認識については、顧客との協賛金契約に基づき、契約で約する協賛金を一時に顧客へ支払うとともに、当該協賛金契約に専売期間が設けられている場合には、当該専売期間に配分した金額を収益から控除しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（５年～１０年）にわたって均等償却を行っております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

当連結会計年度において、「固定資産」の「有形固定資産」に含めていた「リース資産」（当連結会計年度は78百万円）は金額的重要性が増加したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

当連結会計年度において、「固定資産」の「無形固定資産」に含めていた「ソフトウェア仮勘定」（当連結会計年度は756百万円）は金額的重要性が増加したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

当連結会計年度において、「固定資産」の「無形固定資産」に含めていた「リース資産」（当連結会計年度は0百万円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(酒類販売に係る固定資産の減損)

(1) 連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 7,821百万円

無形固定資産 1,540百万円

※固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

(2) 見積りの内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは、酒類販売を営むために、店舗及び販売物流倉庫の事業用資産、本社資産及び社内物流倉庫等の共用資産を保有しています。

当社グループでは、営業損失が継続している店舗等について減損の兆候があると判定し、「5. 連結損益計算書に関する注記 減損損失」に記載のとおり、減損損失を計上しております。

当連結会計年度における見積は、過年度の実績をもとに、各店舗の顧客数や受注件数の増加等による売上高の増加、配達網の最適化や配送効率の向上によるコスト削減を主要な仮定としております。

しかし、一部の店舗等において顧客数や受注件数の増加等による売上高の増加、配達網の最適化や配送効率の向上が十分に達成できなかった場合、事業計画の見直しが必要になり、翌連結会計年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

売掛金	10,390百万円
-----	-----------

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,094百万円

(注) 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

- (3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

建物及び構築物	－百万円
---------	------

土地	487百万円
----	--------

計	487百万円
---	--------

- ② 担保に係る債務

短期借入金	－百万円
-------	------

長期借入金	670百万円
-------	--------

計	670百万円
---	--------

- (4) コミットメント契約

- ① 貸出コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント契約の総額	6,000百万円
----------------	----------

借入実行残高	4,700百万円
--------	----------

差引額	1,300百万円
-----	----------

- ② 実行可能期間付タームローン契約

当社グループは、株式会社カクヤスグループ本社第四ビル建設資金の調達手段として三菱UFJ銀行と実行可能期間付タームローン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における係る借入未実行残高は次のとおりであります。

実行可能期間付タームローン契約の総額	1,300百万円
--------------------	----------

借入実行残高	670百万円
--------	--------

差引額	630百万円
-----	--------

- (5) 財務制限条項等

貸出コミットメントライン契約6,000百万円（うち借入実行残高4,700百万円）、実行可能期間付タームローン契約1,300百万円（うち借入実行残高670百万円）及び長期借入金のうち811百万円（うち1年内返済196百万円）には、下記の財務制限条項及び資産制限条項が付されております。

- ① 貸出コミットメントライン契約

イ. 財務制限条項

- ・2025年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2024年3月決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

□. 資産制限条項

当社は金融機関の承諾がない限り、重大な影響を及ぼす、または及ぼすおそれのある以下の行為は行わない。

- ・組織変更（会社法（平成17年法律第86号、その後の改正も含む。）第2条第26号で定義された意味を有する。）、合併、会社分割、株式交換、株式交付、株式移転、もしくは減資
- ・事業もしくは資産の全部もしくは一部の第三者への譲渡
- ・第三者の事業もしくは資産の全部もしくは一部の譲受

② 実行可能期間付タームローン契約

- ・2025年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2024年3月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ・2025年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計算書において、経常損益の金額を2期連続して0円未満としないこと。

③ 長期借入金

- ・2023年3月期以降、各連結会計年度末において、連結貸借対照表の純資産合計を2021年3月期末の純資産合計の75%以上に維持すること。及び直前連結会計年度末の純資産合計の75%以上に維持すること。
- ・2023年3月期以降、連結損益計算書において2連結会計年度連続して経常損失を計上しないこと。
- ・2023年3月期以降、各連結会計年度末において、「有利子負債－現金及び預金」÷「営業利益＋減価償却費」の連結倍率を8倍未満に維持すること。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社名	場所	用途	種類	金額 (百万円)
株式会社カクヤス	東京都東大和市 他	店舗等	建物及び構築物等	597
明和物産株式会社	東京都練馬区	店舗等	建物及び構築物等	14

減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している単位を基礎としております。

事業用資産については、店舗及び販売物流倉庫単位での資産のグルーピングとし、本社資産及び社内物流倉庫等の共用資産等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループ及び移転等により、既存の投資回収が困難になった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,018,700株

(注) 2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。株式分割及び新株予約権行使の結果、発行済株式総数は19,367,400株増加し、29,018,700株となっております。

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2024年5月28日 取 締 役 会	普通株式	241	25.0	2024年3月31日	2024年6月12日
2024年11月14日 取 締 役 会	普通株式	289	30.0	2024年9月30日	2024年12月11日

(注) 1. 2024年5月28日取締役会による配当金の総額には、従業員持株E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 2024年11月14日取締役会による配当金の総額には、従業員持株E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

3. 2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額(円)」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2025年5月15日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	290	10.0	2025年3月31日	2025年6月10日

(注) 2025年5月15日取締役会による配当金の総額には、従業員持株E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 911,400株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、金融機関等からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は、個人向けの店頭・宅配売上と得意先向けの飲食店向け売上があります。店頭・宅配売上は、クレジットによるものであり、大手クレジット会社と取引を行うことによりリスク低減を図っております。飲食店向け売上は、期日管理及び与信管理を行い取引先の信用状況を定期的に把握する体制をとっております。

未収入金は、すべて1年以内の入金期日のものであり、主に取引先に対する営業債権であります。

買掛金は、すべて1年以内の支払期日のものであり、主に取引先に対する営業債務であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。市場価格の変動リスク管理は、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握しております。

敷金及び保証金は、主に出店と業務上の関係を有する企業との取引に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。信用リスク管理は、差入先の財務及び信用状況等を把握するとともに、差入後においても定期的に状況を把握することにより回収懸念の早期把握を図っております。

借入金の使途は、運転資金（短期）及び投資資金（長期）であります。借入金は、固定金利及び市場金利に連動した変動金利であり、時価を反映した借入金利になっております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりませんので(※3)を参照ください。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 投 資 有 価 証 券	345百万円	345百万円	－百万円
② 敷 金 及 び 保 証 金	2,397	1,892	△505
資 産 計	2,743	2,237	△505
① 長 期 借 入 金 (※ 2)	4,311	4,302	△8
② リ ー ス 債 務 (※ 2)	87	85	△1
負 債 計	4,398	4,388	△10

(※1)現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金並びに未払法人税等は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)長期借入金及びリース債務には、1年以内返済予定分を含めて表示しております。

(※3)市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券 (非上場)	35

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	345	－	－	345

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	1,892	－	1,892
長期借入金	－	4,302	－	4,302
リース債務	－	85	－	85

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

これらは、元利金の合計額を同様の契約において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	売上高
飲食店向け	95,965
宅配	21,025
店頭	15,521
卸その他	2,003
顧客との契約から生じる収益	134,514
その他の収益	—
外部顧客への売上高	134,514

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 147円29銭
(2) 1株当たりの当期純利益 18円79銭

- (注) 1. 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式（当連結会計年度末299,800株、期中平均株式数419,438株）を控除して算定しております。
2. 2024年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。当連結会計年度の期首に該当株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

2025年2月13日に当社完全子会社の株式会社カクヤスの社内物流事業を、2025年4月1日を効力発生日として、吸収分割により同じく当社完全子会社である株式会社大和急送に承継させることを決定し、同日、株式会社カクヤス及び株式会社大和急送において吸収分割契約を締結いたしました。

本吸収分割の概要は、以下のとおりです。

(1) 本吸収分割の目的

お酒以外商品の販売拡大を図るため、物流機能を多様化し、販売プラットフォームを構築するため

(2) 本吸収分割の方法

株式会社大和急送を吸収分割承継会社、株式会社カクヤスを吸収分割会社とする吸収分割

(3) 本吸収分割の効力発生日

2025年4月1日

(4) 本吸収分割に係る割当ての内容

当社の完全子会社間で行われるため、本吸収分割に際しての株式の割当て、その他対価の交付は行いません。

(5) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

(自己株式の取得)

当社は2025年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式取得に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な自己株式の活用等の資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 60,000株（上限） |

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (3) 株式の取得価額の総額 | 40,000,000円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2025年5月16日から2025年8月29日まで |
| (5) 取得の方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

11. その他の注記

(追加情報)

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、中長期的な企業価値を高めること及び当社グループの従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っています。

1. 取引の概要

当社は、中長期的な企業価値を高めることを目的として、本制度を2022年12月22日に導入しております。本制度では、「カクヤス従業員持株会」(以下「当社持株会」という。)へ当社株式を譲渡していく目的で設立する従業員持株E S O P信託口が、2022年12月22日から2026年1月13日(予定)にわたり当社持株会が取得する規模の株式を予め一括して取得し、当社持株会へ売却を行います。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末135百万円、299千株であります。

3. 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末90百万円

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 有限会社大和急送

事業の内容 貨物自動車運送事業、第一種貨物利用運送事業、他

(2) 企業結合を行った主な理由

同社が持つ配送能力を活用し、当社グループの物流力強化、酒類・飲料以外の商品力強化等を通じて当社グループの収益基盤を拡大し、企業価値の向上を図るためです。

(3) 企業結合日

2024年7月31日

- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得
 - (5) 結合後企業の名称
株式会社大和急送
 - (6) 取得した株式の数、議決権比率
株式の数 380株
議決権比率 100%
 - (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したものによるものです。
2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間
みなし取得を2024年9月30日としているため、2024年10月1日から
2025年3月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めて
おります。
3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得の対価 現金及び預金 335百万円
取得原価 335百万円
4. 主な取得関連費用の内容及び金額
アドバイザーに対する報酬、デューデリジェンス費用等 38百万円
5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (1) 発生したのれんの金額
142百万円
 - (2) 発生原因
主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。
 - (3) 償却方法及び償却期間
5年間にわたる均等償却
6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|-------------|--------------|
| 流動資産 | 214百万円 |
| <u>固定資産</u> | <u>35百万円</u> |
| 資産合計 | 249百万円 |
| 流動負債 | 55百万円 |
| <u>固定負債</u> | <u>1百万円</u> |
| 負債合計 | 57百万円 |

【個別計算書類】

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,159	流動負債	6,164
現金及び預金	494	短期借入金	4,791
関係会社未収入金	279	1年内返済予定の長期借入金	849
前払費用	52	関係会社短期借入金	100
関係会社短期貸付金	300	リース債務	19
その他	33	未払金	254
固定資産	14,041	未払費用	10
有形固定資産	5,731	未払法人税等	26
建物	2,552	関係会社未払金	29
構築物	14	預り金	18
工具、器具及び備品	33	前受収益	4
土地	2,720	賞与引当金	34
リース資産	76	その他	24
建設仮勘定	332	固定負債	3,229
その他	0	長期借入金	3,008
無形固定資産	555	リース債務	65
ソフトウェア	278	資産除去債務	154
ソフトウェア仮勘定	274	負債合計	9,393
その他	1	純資産の部	
投資その他の資産	7,754	株主資本	5,806
投資有価証券	36	資本金	70
関係会社株式	7,077	資本剰余金	3,578
長期前払費用	17	資本準備金	1,789
敷金及び保証金	32	その他資本剰余金	1,788
繰延税金資産	590	利益剰余金	2,292
資産合計	15,200	利益準備金	46
		その他利益剰余金	2,246
		別途積立金	809
		繰越利益剰余金	1,437
		自己株式	△135
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
		純資産合計	5,807
		負債純資産合計	15,200

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位: 百万円)

科目	金額
営業収益	2,186
営業費用	1,935
営業利益	250
営業外収益	35
関係会社受取利息	4
受取保証料	28
その他	2
営業外費用	63
支払利息	61
関係会社支払利息	1
その他	0
経常利益	222
税引前当期純利益	222
法人税、住民税及び事業税	64
法人税等調整額	22
当期純利益	135

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
						別 途 立	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	64	1,783	1,788	3,572	46	809	1,833	2,688	△230	6,095
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	5	5	－	5	－	－	－	－	－	11
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△531	△531	－	△531
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	135	135	－	135
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	－	△0	△0
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	－	－	94	94
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	5	5	－	5	－	－	△395	△395	94	△288
当 期 末 残 高	70	1,789	1,788	3,578	46	809	1,437	2,292	△135	5,806

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	0	0	6,095
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	－	－	11
剰 余 金 の 配 当	－	－	△531
当 期 純 利 益	－	－	135
自己株式の取得	－	－	△0
自己株式の処分	－	－	94
株主資本以外の項目の当期 変 動 (純 額)	△0	△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	△0	△0	△288
当 期 末 残 高	0	0	5,807

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～50年

構築物 10年～20年

工具、器具及び備品 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見込まれる期間（5年）にわたって均等償却を行っております。

⑤ 長期前払費用

契約期間等による均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、下記の5ステップアプローチに基づいて、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

当社の収益は、子会社からの業務の受託収入、商標権収入及び家賃収入となります。

いずれも、契約期間における時の経過に応じて収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

当事業年度において、「固定資産」の「無形固定資産」に含めていた「ソフトウェア仮勘定」（当事業年度は274百万円）は金額の重要性が増加したため、当事業年度より独立掲記しております。

当事業年度において、「流動負債」に含めていた「関係会社未払金」（当事業年度29百万円）は金額の重要性が増加したため、当事業年度より独立掲記しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 酒類販売に係る固定資産の減損

① 計算書類に計上した金額

有形固定資産 5,731百万円

無形固定資産 555百万円

※固定資産の減損に係る会計基準の対象資産となります。

② 見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当社はグループ全社の経営に寄与する持株会社であり、販売物流倉庫の事業用資産等の共用資産を保有しています。

当事業年度においては、連結営業利益の計上を達成したことを踏まえ、共用資産について減損の兆候はないと判定しました。

一部の店舗等において顧客数や受注件数の増加等による売上高の増加、配達網の最適化や配送効率の向上が十分に達成できなかった場合、事業計画の見直しが必要になり、翌事業年度において、追加の減損損失を認識する可能性があります。

す。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,605百万円
(注) 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

- (2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	－百万円
土地	487百万円
計	487百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	－百万円
長期借入金	670百万円
計	670百万円

- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務（別掲したものを含む）は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 579百万円
② 短期金銭債務 129百万円

- (4) コミットメント契約及び実行可能期間付タームローン契約

「連結注記表 4. 連結貸借対照表に関する注記」に記載のとおりであります。

- (5) 財務制限条項等

「連結注記表 4. 連結貸借対照表に関する注記」に記載のとおりであります。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（別掲したものを含む）

営業取引による取引高

営業収益 2,186百万円

営業費用 192百万円

営業取引以外の取引高

営業外収益 4百万円

営業外費用 1百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 300,349株

(注) 1. 2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2. 上記株式分割の結果、自己株式は130,112株増加し、300,349株となっております。

3. 当事業年度末日の自己株式のうち、従業員持株E S O P信託が所有する株式数は、299,800株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 12百万円

資産除去債務 54百万円

繰越欠損金 3百万円

会社分割に伴う子会社株式 622百万円

その他 11百万円

繰延税金資産小計 704百万円

評価性引当額 △62百万円

繰延税金資産合計 641百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △51百万円

繰延税金負債合計 △51百万円

繰延税金資産の純額 590百万円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、店舗設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割	関 連 当 事 者 と の 関	取 引 内 容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
子 会 社	株 式 会 社 カ ク ヤ (注) 1	所有 直接 100.0%	資金の貸付 及び返済	資 金 の 付 (注) 2	5,650	関 係 会 社 短 期 借 入 金	300
				資 金 の 返 (注) 2	6,250		
			銀行借入に 対する債務 被保証	債 務 被 保 証 (注) 3	6,867	—	—
			業務の受託	業務の受託及び商 標権使用料等 (注) 4	1,872	関 係 未 収 社 入 金	270
			不動産管理	家 賃 の 収 入 (注) 5	304		
			従業員の 出向	出向負担 金の立替 (注) 6	206	—	—
子 会 社	株 式 会 社 N S K (注) 1	所有 直接 100.0%	資金の借入 及び返済	資 金 の 借 入 (注) 2	—	関 係 未 収 社 借 入 金	100
				資 金 の 返 済 (注) 2	150		
			従業員の 出向	出向負担 金の立替 (注) 6	26	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取締役佐藤順一が、議決権の100%を所有している会社を通して同社の議決権の47.0%を間接所有するため、実質的な判定により「役員及び個人主要株主等」にも該当します。
- 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - 債務被保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
 - 業務の受託及び商標権使用料等については、両者協議の上で決定しております。
 - 賃借料は、近隣の取引事例を参考にしております。
 - 出向者に関わる人件費は、出向元の給与を基準に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 202円20銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 4円75銭 |

- (注) 1. 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、従業員持株E S O P信託が所有する当社株式（当事業年度末299,800株、期中平均株式数419,438株）を控除して算定しております。
2. 2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

(自己株式の取得)

「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

13. その他の注記

(追加情報)

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

「連結注記表 11. その他の注記」に記載のとおりであります。

【監査報告】

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社カクヤスグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	芝 田 雅 也
業 務 執 行 社 員		
指定有限責任社員	公認会計士	寺 田 大 輝
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カクヤスグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カクヤスグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示の

ない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に關して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社カクヤスグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝田 雅也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺田 大輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カクヤスグループの2024年4月1日から2025年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

株式会社カフヤスグループ 監査役会

社外監査役（常勤） 中谷 登 ㊞

社 外 監 査 役 山田裕士 ㊞

社 外 監 査 役 筆野 力 ㊞

以 上